



不法投棄は犯罪です!!

役場では羅臼海上保安署・羅臼駐在所と連携して取締まりを強化しています。



平成29年9月末までに町内で4件の不法投棄がありました。(町民及び町職員による発見)

★ 相泊以北で空き缶等(約10kg)

★ 岬町で空き缶等(約2kg)

不法投棄は「しない」「させない」

環境づくりが重要です!!

不法投棄をした場合の罰則

町条例→措置命令に従わない場合は5万円以下の過料に処する。

※羅臼町不法投棄防止条例 平成26年4月1日から施行。

法律→〈個人〉5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金。

〈法人〉3億円以下の罰金。

※懲役と罰金の両方が科せられる場合もあります。

羅臼町役場

環境生活課

Tel 87-2115